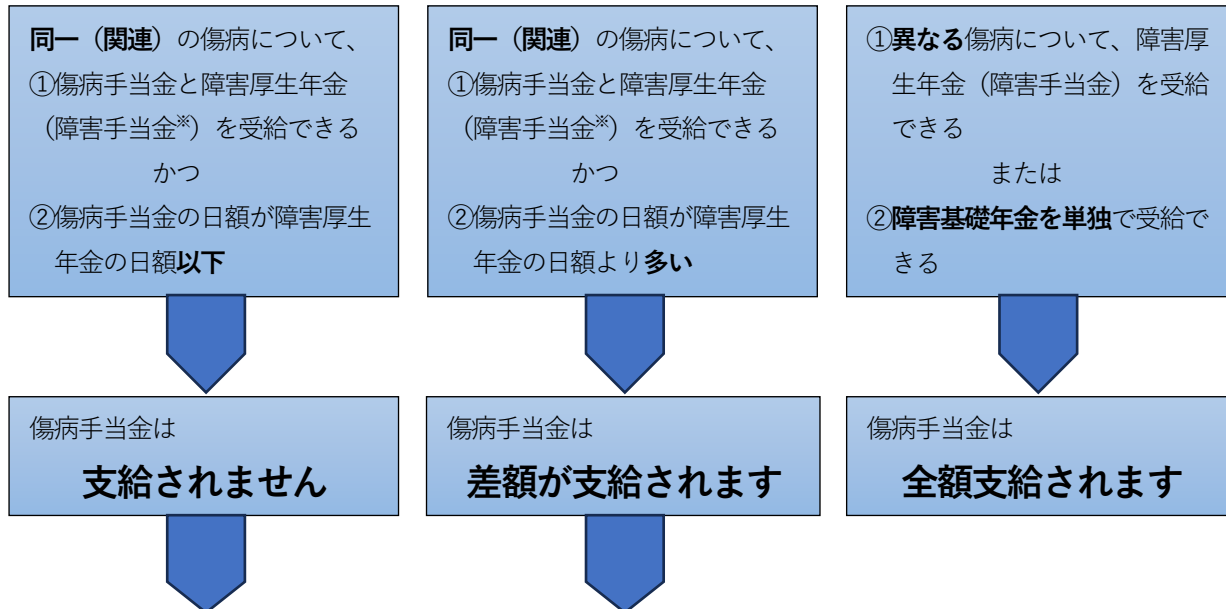


# 傷病手当金と年金の併給調整について

傷病手当金と年金は同時に受給できない場合があります。

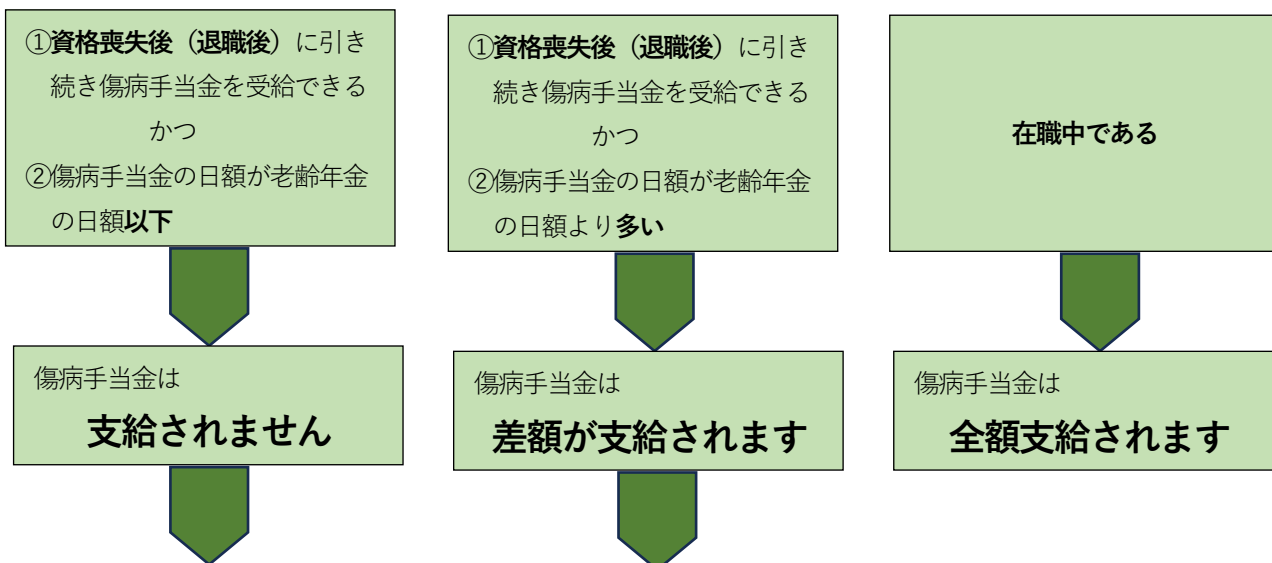
## I 障害年金を受給することになったとき



過払いになった傷病手当金は返納していただきます。（詳細は次ページへ）

※傷病手当金と同一（関連）傷病による障害手当金が支給される場合は、傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまでの間、傷病手当金は支給されません。

## II 老齢年金を受給することになったとき



過払いになった傷病手当金は返納していただきます。（詳細は次ページへ）

### 【傷病手当金と年金の調整について】（健康保険法第108条3・4・5）

- ・同一（関連）の傷病について、傷病手当金と障害厚生年金\*を受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が障害厚生年金\*の額よりも多いときは、障害厚生年金\*の額との差額が支給されます。（\*同一の支給事由により障害基礎年金も受給できる場合は障害基礎年金との合算額で計算する。）
- ・同一（関連）の傷病について、障害手当金を受給できる場合は、傷病手当金の合計額が障害手当金の額に達するまでの間、傷病手当金は支給されません。
- ・退職後（資格喪失後）に引き続き傷病手当金を受給できる方が、老齢（退職）年金も受給できる場合は、傷病手当金は支給されません。ただし、傷病手当金の額が老齢（退職）年金の額よりも多いときは、老齢（退職）年金の額との差額が支給されます。

### 【傷病手当金の調整方法】

#### ①傷病手当金日額を調べる

支給額 ÷ 支給日数

例) 4月1日～4月30日(30日分)を請求して180,000円受給した場合

$$180,000 \text{円} \div 30(\text{日}) = \underline{6,000 \text{円}}$$

#### ②年金日額を調べる

年金額 ÷ 360(日)

例) 年金額が1,800,000円の場合

$$1,800,000 \div 360(\text{日}) = \underline{5,000 \text{円}}$$

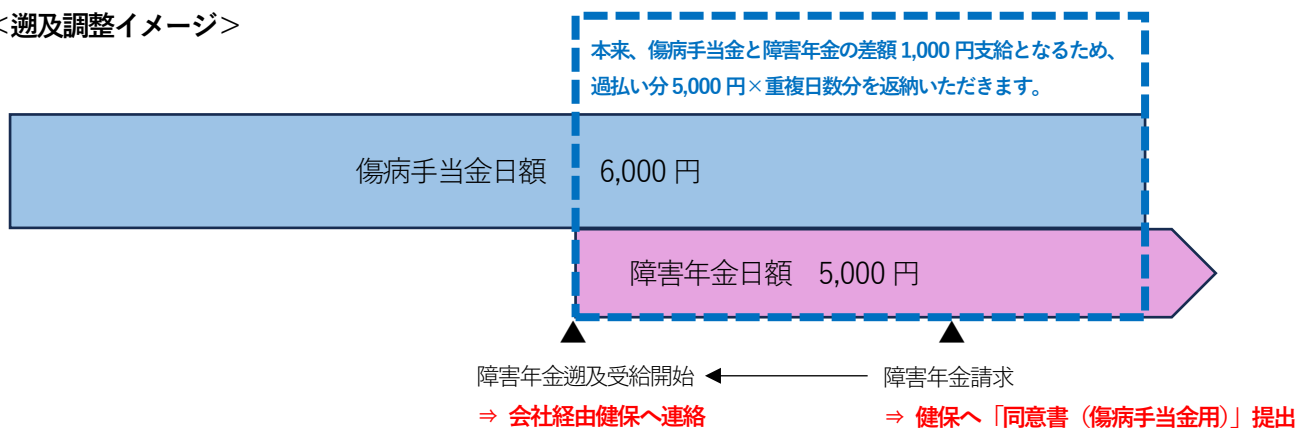
#### ③支給日額を比較する

① ≤ ② → 傷病手当金は支給されない

① > ② → 傷病手当金は差額(①-②)の1,000円が支給される

※傷病手当金受給中に年金を請求することとなり、支給決定まで相当期間を要する場合は、『同意書（傷病手当金用）』を提出し、傷病手当金を請求することも可能です。その場合、さかのぼって年金を受給することとなった場合は、支給が重複した期間の傷病手当金を全額返納または差額精算となりますので、会社の健康保険事務担当者を通じて健康保険組合へご連絡ください。追って返納等手続きのご案内書類をお送りします。

#### <遡及調整イメージ>



連絡先：レゾナック健康保険組合  
傷病手当金担当  
03-5470-3120